

天理市訓令甲第 1 号

天理市事務処理規程（昭和40年 1 月天理市訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

天理市長 並 河 健

第 2 条中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第10号を第 9 号とし、第11号を第10号とする。

第 5 条第 1 項ただし書中「所長又は」を削り、同条第 2 項ただし書を削る。

第 7 条第 2 項、第 7 条の 2 及び第 7 条の 3 中「所長又は」を削る。

別表 1 出張の項及び休暇の項中「、所長」を削る。

別表 2 中「環境クリーンセンター及び」を削り、同表市民課の項中

「

マイナンバー		マイナンバーの 指定及びマイナン バーカードの交付、 更新等及び付随す る手続並びに電子 証明書の発行等に 関すること。
--------	--	--

を

」

「

マイナンバー		マイナンバーの 指定及びマイナン バーカードの交付、 更新等及び付随す る手続並びに電子 証明書の発行等に 関すること。
ライフイベント		ライフイベント

		に係るワンストップ窓口の企画及び推進に関すること。
おくやみコーナー		おくやみコーナーの運営に関すること。

に改め、

」

同表コミュニティセンターの項中

「

児童館の使用許可		児童館の使用許可に関すること。
共同浴場		共同浴場の管理及び運営に関すること。

を

」

「

児童館の使用許可		児童館の使用許可に関すること。
----------	--	-----------------

に改め、

」

同表文化スポーツ振興課の項中

「

体育施設及び有料公園施設の使用料の減免	体育施設及び有料公園施設の使用料の減免に関すること。	
---------------------	----------------------------	--

を

」

「

体育施設及び有料	体育施設及び有	
----------	---------	--

公園施設の使用料の減免	料公園施設の使用料の減免に関する こと。		に改め、
文化行政施策の企画及び推進	文化行政施策の企画及び推進に関する こと。		
文化行政施策の調査及び研究		文化行政施策の調査及び研究に関する こと。	
A r t - S p a c e T A R N の使用許可		A r t - S p a c e T A R N の使用許可に関する こと。	

」

同表文化スポーツ振興課文化振興係及び文化センター系の項及び文化スポーツ振興課市民会館の項を次のように改める。

文化スポーツ振興課文化センター係及び	文化センターの事業の企画及び推進	文化センターの事業の企画及び推進に関する こと。	
	文化センターの事業の調査及び研究		文化センターの事業の調査及び研究に関する こと。
	文化センターの使用許可		文化センターの使用許可に関する こと。
	文化センターの使用料の減免	文化センターの使用料の減免に関する こと。	
	市民会館の事業の企画及び	市民会館の事業の企画及び推進に関する こと。	

市民会館係	推進	ること。	
	市民会館の事業の調査及び研究		市民会館の事業の調査及び研究にすること。
	市民会館の使用許可		市民会館の使用許可にすること。
	市民会館の使用料の減免	市民会館の使用料の減免にすること。	

別表２ こども未来課の項中「こども未来課」を「幼保こども園課」に改め、
同表環境政策課の項中

「

地球温暖化防止		環境マネジメントシステムにすること。
---------	--	--------------------

を

」

「

地球温暖化防止		環境マネジメントシステムにすること。
貯水槽水道		貯水槽水道にすること。

に、

」

「

食品ロス		食品ロスの削減の推進にすること。
------	--	------------------

を

」

「

食品ロス		食品ロスの削減の推進にすること。
SDGs 未来都市	総合調整にすること。	

に改め、

」

同表産業振興課の項の次に次のように加える。

環境業務課	ごみ処理施策	ごみ処理施策の企画及び立案に関する こと。	軽易なごみ処理施策 の調整に関する こと。
	ごみ処理手数料 調定及び減免		ごみ処理手数料の調 定及び減免に関する こと。
	ごみ処理施設		ごみ処理施設の管理 に関する こと。
	再資源化及び再 利用	廃棄物の再資源化 及び再利用の企画に 関すること。	廃棄物の再資源化及 び再利用の促進に関す ること。
	し尿処理施策	し尿処理施策の企画 及び立案に関する こと。	軽易なし尿処理施策 の調整に関する こと。
	し尿処理手数料 の調定及び減免		し尿処理手数料の調 定及び減免に関する こと。
	し尿処理施設		し尿処理施設の管理 に関する こと。
	一般廃棄物処理 基本計画	一般廃棄物処理基 本計画の企画及び立 案に関する こと。	一般廃棄物基本計画 に係る資料の収集及び 作成に関する こと。
	家庭ごみ有料化	家庭ごみ有料化に 係る企画及び立案に 関すること。	家庭ごみ有料化に係 る調査及び研究に関す ること。

別表 2 都市整備課区画整理推進室の項の次に次のように加える。

下水道課	道路、河川等の占用協議		道路、河川等の占用に係る協議に関すること。
	工事の指導及び監督		工事の指導及び監督に関すること。
	下水道事業の普及及び広報	下水道事業の普及及び広報の企画に関すること。	軽易な下水道事業の普及及び広報活動に関すること。
	下水道事業受益者負担金等	下水道事業受益者負担金（以下「受益者負担金」という。）並びに下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料（以下これらを「使用料」という。）の滞納処分決定及び停止に関すること。 受益者負担金及び使用料の調定及び減免に関すること。 受益者負担金及び使用料の還付命令に関すること。 受益者負担金の徴収猶予、納期限の延長及び繰上徴収に関すること。	受益者負担金の納付通知書、変更通知書等の発行及び送達並びに公示送達に関すること。 受益者負担金及び使用料の調定及び減免に関すること。 過誤納金の還付及び充当の通知に関すること。 受益者負担金に係る諸届に関すること。

	私設排水設備等		私設排水設備等に係る届出及び計画の確認並びに工事の検査に關すること。
	水質検査及び取締り		水質検査及び悪質汚水の取締りに關すること。
	下水道配水管の占用許可		下水道配水管の占用の許可に關すること。

別表 3 を削る。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。